埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月13日

埼玉県公安委員会委員長 野 瀬 清 喜

埼玉県公安委員会規則第2号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則(昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「2通」を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の選任の届出書には、次の各号に掲げる者の別に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書 類を添付するものとする。
- (1) 安全運転管理者
  - ア 選任された者の住民票の抄本又は運転免許証等(選任された者が本人であることを確認するに足りる公的機関が発行した書類で氏名、生年月日及び住所が確認できるものに限る。)の写し(以下これらをこの項において「本人確認書類等」という。)
  - イ 選任された者の運転管理経歴を証明する書類(公安委員会が行う教習を修了した者に あっては修了証書の写し。以下この項において同じ。)
  - ウ 自動車安全運転センター法 (昭和50年法律第57号) 第29条第1項第4号に規定する書面で、選任された者の運転記録の証明に関する事項を記載したもの(以下この項において「運転記録証明書」という。)
- (2) 副安全運転管理者
  - ア 本人確認書類等
  - イ 選任された者の運転管理経歴を証明する書類又は自動車安全運転センター法第29条第 1項第4号に規定する書面で、選任された者の運転免許に係る経歴の証明に関する事項 を記載したもの(以下この項において「運転免許経歴証明書」という。)(運転免許経 歴証明書を添付しようとする者が現に自動車の運転免許を受けているときは、その運転 免許証の写しをもって運転免許経歴証明書に代えることができる。この場合において、 前記アの本人確認書類等として運転免許証の写しを添付する者にあっては、このイの規 定に基づく運転免許証の添付は要しないものとする。)
  - ウ 運転記録証明書

第11条第3項中「あつた」を「あった」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「あつた」を「あった」に改め、同項第1号中「届出者の住所、名称若しくは氏名又は」を削る。

別記様式第9及び別記様式第9の2を次のように改める。

別記様	式第	§ 9	(第	11	条関	係)																						(∄	表)	
新規	ł	変	更	解	任	修	Œ	-	*	事	業	所		- k												,			``\	`\
									安	全	運	転	管	理	者(	2	関	す	る	届	出	書		4	= \	· 、, 月	~	 日		,
-	届 🗆	出安安届□□□	年項 全運車 台運車 日本 年 安全	伝管を	理者者更称理	を選作を解作	壬 壬 壬 二代: 壬名	委 ∫	元名		位置		近)		届出: 人等) 住									)					(II)	
選任年	月日			_		年			J	H			Н		使		業	所		(3.1	)がな	)								
安全运管 理 現 住	者														用	名代	表表	华 氏	称名									_	_	
安全)管理者			(3.1)	がな	)							(	男・	女)	の本	位(	住	所	置)	₹	_			話		(	)			
資格	要件	- 1	生年月日	L				F	月		Ħ		歳	)	拠	業コ	A	_	別ド乗	用	- K	= -	英面業 一貨	乗号 M 人のこ	をび		) [			体的
		- 1	口公3	欠委!	員会の	F以上 の教習 F以上	を終	7		公安学	委員会	の認定	É		使用の本知	自動車の	大型	: ф	準中	普	軽	大型	ф ř	物作中型	単金	型	型 特	型二	通二	計
免許証	番号														本拠におけ	台数														
職務地	上の 位		使用者	I	听長 場長 貼跨	部長側部		課長(次席)		長能	係長		任長	係	る自動車台数等	運転者	免許種別		大型 二 種	-	二 種	準中型	普 一 種	通 二 種	大 <sup>‡</sup> 一 種	÷ 二 種		普自二	小特	# E
安全流管理			勤	務		日勤		隔日	,	その化	<u>h</u> (		)	)	等	数														
勤務的			補助 の有			なし		あり			(			名)	マーマー	イ .	力一	_ ⊢	普通乘	用等	大型	自動二権	普	通白動二	·輪	原	付	自	転	車
安全運転管理者の経歴	自	_	勤	_	務	期至		問.		勤	務所名	5	職	名	igg	業														
管理者の	自		•	•		至	•	•							前安	,	解任	年月日	日				年		月	E	]			
	Á			٠		至	٠	•							安全運転管		£	á	名											
※ 公安 認定			>					年	,	月	П	]			管理者	,	解 任	:理	±	転	任	退	職	妙	t		军 任		その	他

- 備 考 (届出事項変更の際は変更前情報を記載) (注) 1 ※印は記入しないこと。
  - 2 新規、変更、解任又は修正のうち、該当する届出を○で囲むこと。
  - 3 事業所の移転に伴う届出は、警察署の管轄区域内での移転にあっては事業所の位置(住所)変更の届出を、警察署の管轄区域外への移転 にあっては移転前の住所地を管轄する警察署への解任の届出及び移転先の住所地を管轄する警察署への選任の届出をすること。
  - 4 該当する□にレ印を付すること。

## 業種別コード表

_		_	美種別		_	<u> </u>
盾	E業名	3-1-	具体的業種	産業名	1-F	具体的業種
8	豊 業	01	果樹、樹園、温室栽培、フレーム栽培、畜産、養蚕、		43	百貨店、スーパーマーケット
, n	又木	-	園芸、穀作、現作物農業		44	呉服、洋服、靴、カバン、袋物
Ι.	I allo		園芸サービス、農耕サービス、畜産サービス、獣医業		45	酒、調味料、食肉、卵、鮮魚、乾物、野菜、果実、茶、
1	木 業	-	育林、木炭製造、育林サービス、種苗生産サービス			パン、菓子、米穀、牛乳、料理品、豆腐、かまぼこ等
⊢		-	狩猟 22	+ *	_	飲食店、食堂、レストラン、料理店、そば、うどん、寿司、料亭、バー、キャバレー、喫茶店
ň	無	-	漁業	小元素		自動車、自転車、バイク
⊢		-	水産養殖(のり、かき、わかめ、真珠等) 金属鉱業		48	家庭用機械機具、家庭用電気機械機具、家具、建具、畳、 金物、荒物、陶磁器、ガラス器
L		-	石炭鉱業		H	
3	広 業	_	原油、天然ガス鉱業		49	医療品、化粧品、農耕用品、肥料、飼料、ガソリンスタンド、  燃料、書籍、文具、新聞、紙、骨董品、スポーツ用品、玩具、
ı		_	非金属鉱業(採石、砂、砂利、玉石、石灰石、粘土等採取を含む)			楽器、写真機、時計、眼鏡、たばこ、花、植木、苗、種子
Г		-	一般土木建築工事、土木工事、舗装工事、建築工事、木造建築		50	銀行、信託
ı		16	大工、鳶戦、土工、コンクリート工事、左官、内装工事、	金融	51	農林、水産
74	設業		タイルブロック工事、鉄骨工事、レンガ、塗装、建具、屋根等	TE MOR	52	相互銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、金融公庫
l~			電気配線、信号装置工事、衛生設備、冷暖房設備、		_	短資業、手形交換、保証協会、証券金融
ı		17	井戸ポンブエ事、給俳水工事、昇降設備、管工事、 機械器具設備、さく井工事等		_	投資業
Ь		_		保険業	-	証券業、商品取引業、証券取引所
	食料品	10	畜産食料品、乳製品、ハム、ソーセージ、パン菓子、 精米麦、漬物、しょう油、味噌、砂糖、酒、ビール、油、		-	保険業、共済事業等保険代理業、保険サービス
		"	精木麦、漬物、しょり油、味噌、砂糖、酒、ビール、油、 飼料、缶詰、ビン詰等	不動産業	_	体験代理業、保険サービス 建売業、土地売買業、不動産管理業、貸家業、土地賃貸業
		$\vdash$	製茶、製氷、水的、豆腐、油揚げ、麺類、こうじ、もやし、	一到胜米	-	建元末、工地元貝末、个期座官理末、貝家末、工地貝貝末 <b>鉄道</b>
	たばこ	19	表示、表示、小師、立画、加扬け、短規、こうし、もでし、 コーヒー、たばこ	\@ 4A	61	
H	繊 維	20	製糸、紡績、織物、メリヤス、靴下、手袋、染色、網製造、製綿等	運輸	_	一般貨物、通運業
П			洋服製造、作業服、学生服、下着、帽子、和装製品、		63	水運業
П	衣 服 繊維製品	21	足袋、ネクタイ、寝具、蚊や、刺しゅう、ハンカチーフ、		64	航空運輸
			スカーフ、マフラー、毛皮等	通信業	-	倉庫業
製		-	製材、ベニヤ板、屋根板、たる、桶、チップ、下駄、竹藤製品	2007	-	運輸に付帯するサービス業
П	常具·装谱品	-	家具、マットレス、建具、仏具、日よけ、びょうぶ		-	郵便業、電信、電話業、有線放送電話業
П	パルブ 紙加工	24	パルプ、板紙、手すき和紙、ダンボール、ふすま紙、 壁紙、セロファン等	電気	-	電気業(発電、変電、その他電気事業所)
П		25	新聞業、出版、製本、写真製版、植字、木版、銅版等	ガス水道	-	ガス業(ガス製造、ガス供給、その他ガス事業所)
П			利用来、山脈、表本、ラ兵表版、他子、不版、明版寺 化学肥料、ガス、塩、ブラスチック、ゴム、石けん、化学繊維、	熟供給業	_	水道業(上・下水道) 熱供給業
П	化 学	26	インキ洗剤、医薬品、農薬、香料、化粧品、接着剤、写真感光材等		-	物品賃貸業(建設用機械、事務用品、レンタカー、映画、スポーツ用品等)
П	石油-石灰製品	27	石油精製、潤滑油、コークス、練炭、舗装材料		-	旅館、宿泊所、下宿業
П	ゴム製品	20	ゴム製はきもの、プラスチック製はきもの、ゴムホース、		76	警備業、家事サービス
П			ゴムベルト、タイヤ、チューブ		77	クリーニング業、理容業、美容業、浴場業
造	皮·毛皮	29	革靴、カバン、袋物、毛皮、皮手袋等		-	写真業、物品預かり、葬儀、火葬、墓地管理、古綿打直し
П	窯 業 土石製品	30	板ガラス、ガラス容器、セメント、生コン製造、かわら、陶器、		79	映画業
П		_	タイル、レンガ、ほうろう鉄器、人造宝石、石綿、石こう、石灰			劇場、興業団、ゴルフ場(練習場含む)、競輪場、競馬場、
	鉄 鋼	-	メッキ鋼管、ブリキ、鋳物、伸鉄		80	スポーツ施設、競走場、運動競技場、公園、遊園地、
	非鉄金属	32	銅、亜鉛、貴金属、ニッケル、アルミの精錬、精製業、 圧延、伸銅品、電線、ケーブル、核燃料		P1	パチンコ、マージャン、芸妓場等 公共放送業、民間放送業、有線放送業
H		$\vdash$	ブリキ缶、洋食器、刃物、工具、農機具、冷暖房装置、		-	公共放送来、氏间放送来、有粽放送来 自動車整備業、駐車場、自動車タイヤ修理業
H	金属製品	33	ガス機器、ボルト、ナット、釘、スプリング、メッキ		-	日初年定開末、紅年物、日初年プイト修任末   その他修理業(機械、電気機械器具、家具、表具、時計、自転車等)
			エレベーター、エスカレーター、ポイラー、タービン、	サービス業	_	協同組合(農業、漁業、森林)
	一般機械 器具	34	農業用機械、トラクター、各種機械、ポンプ、ミシン、		85	情報サービス、ニュース供給、興信所、広告代理、屋外広告
業			消火器具、ピストンリング等		86	その他サービス(速記複写、商品検査、建築サービス等)
	電気機械	35	発電機、変圧器、電球、照明器具、ラジオ、テレビジョン、		87	専門サービス(法律、特許、公証人役場、会計士、税理士、
	器具	-	音器、レントゲン装置、電子計算機、電池等		L	司法書士、個人教授所、経営コンサルタント等)
	輸送用機械	36	自動車及び部品、鉄道車両、自転車及び部品、船、航空機等		-	医療業、病院、診療所、保健所、健康相談施設
	精密機械 器具	37	眼鏡、時計、医療用機械、光学機械、はかり、温度計、 圧力計、測量機等		_	清掃業、廃棄物処理業宗教
	武器	38	銃、薬きょう		-	示 教   学校、幼稚園、各種学校、学習塾、公民館、図書館、職業訓練施設等
	PA TH		動、朱さより 貴金属、宝石、楽器、レコード、玩具、人形、ペン、鉛筆、		_	社会保険、社会福祉、老人福祉、介護事業、身障事業、保育所
	その他	39	絵画、万年筆、毛筆、装飾品、ポタン、漆器、帽子、畳、		⊢	学術研究機関
			ホウキ、マッチ、煙火、かつら、花器、ビン、看板、標識		-	政治、経済、文化団体
Γ		۵n	繊維原料、衣服、下着、寝具、靴、カバン、農畜産物、水産物、		95	その他のサービス
1		40	食料、飲料、医薬品、化学製品、鉱物、金属材料、機械、部品		96	外国公務
隹	卸売業		木材、竹材、セメント、板ガラス、家具、建具、畳、空ビン、	公 務	-	国家事務
1			空カン、鉄スクラップ、古紙、金物、スポーツ用品、たばこ		_	地方事務
L		42	代理商、仲立業	その他	99	分類不能の産業

(注)上記の具体的業種は一部を掲載したものであり、該当する具体的業種がない場合には類似する業種コードを記入すること。

別記様	式第9	9 Ø,	2 (	第 1	1 🕯	長関係	系)																						(	表)	
新 敖	多変	3	2 角	7 任	1	修	正		*	事	業	所	Д	_	k											,	,,,-			\	`\
								i	副	安	全	運	転	管	理	者	に	関	す	る	届	出	書	:		,	·	`			,
																									4	F	月		П		
1	□副	事安安	項 全運軸	云管五云管五	里老里老	安全を選を解	2任	委	員	<i>. £</i>	AT J	设					者(使) 名称:													(A)	
		事:	業所 <i>0</i> 安全道	)名和 [転管	尔 弯西	□ 里者の 里者の	)氏4					置 (伯 名)	E所)																		
					_			_												(電話	舌 (ふり	ポチュ)			)					)	
選任年	月日					年				月			Ħ			使		業	<b>郭</b> 0.	·	(5)	73-7-3.)									
副安全																	名		私												
転管 現 住																															
		(	ふりが	な)	_											の				+											
副安全管理者		位置(住所)																													
百型有	ДД												(男	女)		本		Ι.	121 7	$\overline{}$	Ē			î	電話		(	)			
資格。	## #II-							年		Я		日 (		歳)		拠	業コ	種一	1 <u>R</u>	ı⊢		4	- r	- ドネ		リコー 及び こと。					区的
其16	ØTF		運転管	管理 1	年	以上			[	二公岁	《委員	会の副	定			伷	白		乗		用	$\Box$		貨	物		大型	小型			
			運転(	年以	L:											使用の大	動車	大型	中型	準中型	普通	軽	大型	押	44	· 图	6.0	特	=	=	計
免許証	番号			Τ				Γ			T					本拠におけ	台数							T					110		
職務		使		所長		部長	ŧ	課長	i	課長			主任			つる自動車	運	免許	大		ф		準	最	通	大	-	大	普	小	-21
地	位	(社		工場長		间的長	9	(次席)	)   ;	補佐		長	班長		系	動車台数	転	種別	一 種	三種	種	二種	中型	種	二種	種	二種	当二	自二	特	計
安全计管理法		ÿ	力 殺	į		日勤		隔日		その	他 (	[		)		数等	者数														
勤務加	態様		前助者 ○有無		7	なし		あり			(	[		名)			イメ			通乗月	9等	大型	前動二輪	i	通自動.	二輪	原	付	É	転	車
製			勤	務		期	1	間		4	助務点	<b>斤名</b>	暗	1 名		通	勤耳	11 両											$\perp$		
副安全運転管理者の経歴	Ó				3	Ē										従	業員	数												J	l
理者の	Ė				É	É										前安全	A	华任年	月日					年		月		1			
経歴	ή				3	Ē										全運転管	В	Ē	名												
※ 公安を 認定を	委員会 手月日							年		月		H				<b>松管理者</b>	角	军任:	理由		転	任	退	職	列	ž Ľ	Á	解 伯命 令	at Its	その	他

- 備
   考

   (届出事項変更の際は変更前情報を記載)

   (注)
   1

   ※印は記入しないこと。
  - 2 新規、変更、解任又は修正のうち、該当する届出を○で囲むこと。
  - 3 事業所の移転に伴う届出は、警察署の管轄区域内での移転にあっては事業所の位置(住所)変更の届出を、警察署の管轄区域外への移転 にあっては移転前の住所地を管轄する警察署への解任の届出及び移転先の住所地を管轄する警察署への選任の届出をすること。
  - 4 該当する口印にレを付すこと。

## 業種別コード表

_		_	美種別		_	<u> </u>
盾	E業名	3-1-	具体的業種	産業名	1-F	具体的業種
8	豊 業	01	果樹、樹園、温室栽培、フレーム栽培、畜産、養蚕、		43	百貨店、スーパーマーケット
, n	又木	-	園芸、穀作、現作物農業		44	呉服、洋服、靴、カバン、袋物
Ι.	I allo		園芸サービス、農耕サービス、畜産サービス、獣医業		45	酒、調味料、食肉、卵、鮮魚、乾物、野菜、果実、茶、
1	木 業	-	育林、木炭製造、育林サービス、種苗生産サービス			パン、菓子、米穀、牛乳、料理品、豆腐、かまぼこ等
⊢		-	狩猟 22	+ *	_	飲食店、食堂、レストラン、料理店、そば、うどん、寿司、料亭、バー、キャバレー、喫茶店
ň	無	-	漁業	小元素		自動車、自転車、バイク
⊢		-	水産養殖(のり、かき、わかめ、真珠等) 金属鉱業		48	家庭用機械機具、家庭用電気機械機具、家具、建具、畳、 金物、荒物、陶磁器、ガラス器
L		-	石炭鉱業		H	
3	広 業	_	原油、天然ガス鉱業		49	医療品、化粧品、農耕用品、肥料、飼料、ガソリンスタンド、  燃料、書籍、文具、新聞、紙、骨董品、スポーツ用品、玩具、
ı		_	非金属鉱業(採石、砂、砂利、玉石、石灰石、粘土等採取を含む)			楽器、写真機、時計、眼鏡、たばこ、花、植木、苗、種子
Г		-	一般土木建築工事、土木工事、舗装工事、建築工事、木造建築		50	銀行、信託
ı		16	大工、鳶戦、土工、コンクリート工事、左官、内装工事、	金融	51	農林、水産
74	設業		タイルブロック工事、鉄骨工事、レンガ、塗装、建具、屋根等	TE MOR	52	相互銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、金融公庫
l~			電気配線、信号装置工事、衛生設備、冷暖房設備、		_	短資業、手形交換、保証協会、証券金融
ı		17	井戸ポンブエ事、給俳水工事、昇降設備、管工事、 機械器具設備、さく井工事等		_	投資業
Ь		_		保険業	-	証券業、商品取引業、証券取引所
	食料品	10	畜産食料品、乳製品、ハム、ソーセージ、パン菓子、 精米麦、漬物、しょう油、味噌、砂糖、酒、ビール、油、		-	保険業、共済事業等保険代理業、保険サービス
		"	精木麦、漬物、しょり油、味噌、砂糖、酒、ビール、油、 飼料、缶詰、ビン詰等	不動産業	_	体験代理業、保険サービス 建売業、土地売買業、不動産管理業、貸家業、土地賃貸業
		$\vdash$	製茶、製氷、水的、豆腐、油揚げ、麺類、こうじ、もやし、	一到胜米	-	建元末、工地元貝末、个期座官理末、貝家末、工地貝貝末 鉄道
	たばこ	19	表示、表示、小師、立画、加扬け、短規、こうし、もでし、 コーヒー、たばこ	\@ 4A	61	
	繊 維	20	製糸、紡績、織物、メリヤス、靴下、手袋、染色、網製造、製綿等	運輸	_	一般貨物、通運業
П			洋服製造、作業服、学生服、下着、帽子、和装製品、		63	水運業
П	衣 服 繊維製品	21	足袋、ネクタイ、寝具、蚊や、刺しゅう、ハンカチーフ、		64	航空運輸
			スカーフ、マフラー、毛皮等	通信業	-	倉庫業
製		-	製材、ベニヤ板、屋根板、たる、桶、チップ、下駄、竹藤製品	2007	-	運輸に付帯するサービス業
П	常具·装谱品	-	家具、マットレス、建具、仏具、日よけ、びょうぶ		-	郵便業、電信、電話業、有線放送電話業
П	パルブ 紙加工	24	パルプ、板紙、手すき和紙、ダンボール、ふすま紙、 壁紙、セロファン等	電気	-	電気業(発電、変電、その他電気事業所)
П		25	新聞業、出版、製本、写真製版、植字、木版、銅版等	ガス水道	-	ガス業(ガス製造、ガス供給、その他ガス事業所)
П			利用来、山脈、表本、ラ兵表版、他子、不版、明版寺 化学肥料、ガス、塩、ブラスチック、ゴム、石けん、化学繊維、	熟供給業	_	水道業(上・下水道) 熱供給業
П	化 学	26	インキ洗剤、医薬品、農薬、香料、化粧品、接着剤、写真感光材等		-	物品賃貸業(建設用機械、事務用品、レンタカー、映画、スポーツ用品等)
П	石油-石灰製品	27	石油精製、潤滑油、コークス、練炭、舗装材料		-	旅館、宿泊所、下宿業
П	ゴム製品	20	ゴム製はきもの、プラスチック製はきもの、ゴムホース、		76	警備業、家事サービス
П			ゴムベルト、タイヤ、チューブ		77	クリーニング業、理容業、美容業、浴場業
造	皮·毛皮	29	革靴、カバン、袋物、毛皮、皮手袋等		-	写真業、物品預かり、葬儀、火葬、墓地管理、古綿打直し
П	窯 業 土石製品	30	板ガラス、ガラス容器、セメント、生コン製造、かわら、陶器、		79	映画業
П		_	タイル、レンガ、ほうろう鉄器、人造宝石、石綿、石こう、石灰			劇場、興業団、ゴルフ場(練習場含む)、競輪場、競馬場、
	鉄 鋼	-	メッキ鋼管、ブリキ、鋳物、伸鉄		80	スポーツ施設、競走場、運動競技場、公園、遊園地、
	非鉄金属	32	銅、亜鉛、貴金属、ニッケル、アルミの精錬、精製業、 圧延、伸銅品、電線、ケーブル、核燃料		P1	パチンコ、マージャン、芸妓場等 公共放送業、民間放送業、有線放送業
		$\vdash$	ブリキ缶、洋食器、刃物、工具、農機具、冷暖房装置、		-	公共放送来、氏间放送来、有粽放送来 自動車整備業、駐車場、自動車タイヤ修理業
	金属製品	33	ガス機器、ボルト、ナット、釘、スプリング、メッキ		-	日初年定開末、紅年物、日初年プイト修任末   その他修理業(機械、電気機械器具、家具、表具、時計、自転車等)
			エレベーター、エスカレーター、ポイラー、タービン、	サービス業	_	協同組合(農業、漁業、森林)
	一般機械 器具	34	農業用機械、トラクター、各種機械、ポンプ、ミシン、		85	情報サービス、ニュース供給、興信所、広告代理、屋外広告
業			消火器具、ピストンリング等		86	その他サービス(速記複写、商品検査、建築サービス等)
	電気機械	35	発電機、変圧器、電球、照明器具、ラジオ、テレビジョン、		87	専門サービス(法律、特許、公証人役場、会計士、税理士、
	器具	-	音器、レントゲン装置、電子計算機、電池等		L	司法書士、個人教授所、経営コンサルタント等)
	輸送用機械	36	自動車及び部品、鉄道車両、自転車及び部品、船、航空機等		-	医療業、病院、診療所、保健所、健康相談施設
	精密機械 器具	37	眼鏡、時計、医療用機械、光学機械、はかり、温度計、 圧力計、測量機等		_	清掃業、廃棄物処理業宗教
	武器	38	銃、薬きょう		-	示 教   学校、幼稚園、各種学校、学習塾、公民館、図書館、職業訓練施設等
	PA TH		動、朱さより 貴金属、宝石、楽器、レコード、玩具、人形、ペン、鉛筆、		_	社会保険、社会福祉、老人福祉、介護事業、身障事業、保育所
	その他	39	絵画、万年筆、毛筆、装飾品、ポタン、漆器、帽子、畳、		⊢	学術研究機関
			ホウキ、マッチ、煙火、かつら、花器、ビン、看板、標識		-	政治、経済、文化団体
Г		۵n	繊維原料、衣服、下着、寝具、靴、カバン、農畜産物、水産物、		95	その他のサービス
1		40	食料、飲料、医薬品、化学製品、鉱物、金属材料、機械、部品		96	外国公務
隹	卸売業		木材、竹材、セメント、板ガラス、家具、建具、畳、空ビン、	公 務	-	国家事務
1			空カン、鉄スクラップ、古紙、金物、スポーツ用品、たばこ		_	地方事務
L		42	代理商、仲立業	その他	99	分類不能の産業

(注)上記の具体的業種は一部を掲載したものであり、該当する具体的業種がない場合には類似する業種コードを記入すること。

附則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の埼玉県道路交通法施行細則別記様式第9及 び別記様式第9の2による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。